

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

### ◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止

健康保険法による保険医の登録

土地改良事業の認可

”

”

”

”

土地改良事業の完了

土地区画整理事業の施行者の変動

### ◇ 教 委 告 示

定例教育委員会の招集

### ◇ 公 告

製菓衛生師試験の実施

調理師試験の実施

### 目 次

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指 定 年 月 日   | 名 称       | 所 在 地         |
|-------------|-----------|---------------|
| 昭和四十七年七月十二日 | 池 淵 医 院   | 境港市栄町八八番地     |
| ” 十九日       | 岡 齒 科 医 院 | 米子市上後藤三〇四の三   |
| ” 二十日       | 遠 藤 医 院   | 八頭郡智頭町郷原一五一の三 |
| ”           | 那 岐 診 療 所 | 大脊二二三の一       |

### 鳥取県告示第五百六十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名 称     | 所 在 地    | 廃 止 年 月 日   |
|---------|----------|-------------|
| 池 湖 医 院 | 境港市栄町二番地 | 昭和四十七年七月十一日 |

鳥取県告示第五百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 氏 名     | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日     |
|---------|-----------|------------|
| 倉 信 均   | 鳥医第一、七〇四号 | 昭和四十七年八月一日 |
| 赤 松 由美子 | 一、七〇五号    | 〃          |
| 福 島 秀 樹 | 一、七〇六号    | 〃          |
| 矢 崎 誠 一 | 一、七〇七号    | 〃          |
| 河 野 行   | 一、七〇八号    | 〃          |

鳥取県告示第五百七十一号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（阿昆縁地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十二号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（豊栄地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十七年八月十五日

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十三号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（笠木地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十七年八月十五日

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十四号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（花口地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十五号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(折渡地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、若土土地改良区理事長から土地改良(若土地区ほ場整備)事業について、昭和四十七年三月三十一日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十一条第五項の規定による届出があつたので、同法同条第六項の規定により、次のとおり告示

する。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

倉吉市生田第二土地区画整理事業

二 事務所所在地

倉吉市巖城三六六番地一

三 施行認可の年月日

昭和四十七年一月二十日

四 新たに施行者となつた者の氏名及び住所

有限会社 高力

代表取締役 高力重儀

倉吉市巖城三六六番地一

五 施行者でなくなつた者の氏名

水谷 昭一

生田 芳治

水谷 巖

水谷 茂

水谷 実

水谷 辰三郎

水谷 久

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年八月十五日

鳥取県教育委員会委員長 小田大吉

- 一 日時 昭和四十七年八月十八日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 西条地区新設高等学校設置問題  
(2) その他

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和47年8月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 製菓衛生師法の施行（昭和41年12月26日施行）の際現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年をこえていたもの又は同法の施行の日後3年をこえるに至つたもの

なお、旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和47年9月21日 午前9時

3 試験の場所

倉吉市殿城 鳥取県倉吉保健所

4 試験科目

- (1) 衛生法規
  - (2) 公衆衛生学
  - (3) 食品学
  - (4) 食品衛生学
  - (5) 栄養学
  - (6) 製菓理論及び実技
- 5 受験手続
- (1) 受験願書の提出先
    - ア 県内居住者 住所地为管轄する保健所
    - イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

- ア 受験願書 (様式第1号によること。)
- イ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。)
- オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)
- (3) 提出期間  
昭和47年8月25日から昭和47年9月2日まで。ただし、郵送の場合は提出期間内の日付けの消印のあるものに限りに有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法  
(1) 受験手数料 2,000円  
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。
- 7 携行品  
筆記用具及び受験票
- 8 その他  
(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。  
(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

|               |
|---------------|
| 収入証紙<br>はりつけ欄 |
|---------------|

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍

住 所 (番地及び○○方も記入すること。)

氏 名

Ⓜ

年 月 日 生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたので出願します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
  - (1) 履歴書
  - (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
  - (3) 写真

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者 本籍

住所

氏名

年 月 日生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏名 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とすること。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和47年8月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高専科を修了した者

(3) 旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和47年10月19日(木) 午前9時

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔽城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市糺町1丁目 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (別紙によること。) なお、県外の居住者にあつては、受験願書の余白に受験希望地を記載すること。

イ 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)

ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像のライカ版 (3.5cm×2.5cm) とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

(3) 提出期間

昭和47年9月5日から昭和47年9月25日まで。ただし、郵送の場合には、提出期間内の消印あるものは有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

鳥取県知事

石破二期殿

昭和

年

月

日

氏名

㊟

いたします。

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたので、関係書類を添えてお願

収入証紙  
はりつけ欄

調理師試験受験願

別紙

|            |           |        |      |    |
|------------|-----------|--------|------|----|
| 現在の<br>就業先 | 最終<br>学校名 | 氏名     | 住所   | 本籍 |
| 調理<br>経歴   | 卒業<br>年月日 | 生年月日   | 郵便番号 | 性別 |
| 年 月 日から    | 年 月 日     | 年 月 日生 |      |    |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)